|  |
| --- |
| 様式１０文書番号令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様市町村長　　法定外公共物にかかる機能の有無について下記の法定外公共物については、機能を喪失しており、国有財産特別措置法第５条　第１項第５号の規定に基づく譲与の対象ではないことを証明いたします。記　１　財産の所在地　　　○○郡市○○区町村大字○○、○地先～○地先　２　添付書類　　　地図（公図の写しや位置図等）　1部　　　　　　（注）地図には対象財産の起終点（起点△、終点▲）を明示する。【参考】　　　　以下の対象外財産である可能性については、次のとおりです。　　　　　□：非該当　　　□：未確認　　　□：その他（　　番に該当する可能性有）　　　　譲与対象外財産の一覧　　　　①法定公共物　　②港湾隣接地域及び漁港区域　　③国有林の区域　　　　④国営土地改良施設　⑤開拓財産　　⑥国の庁舎等の敷地内　　　　⑦砂防施設　　⑧地すべり防止施設（国交省所管分）及び急傾斜地崩壊防止施設　　　　⑨地すべり防止施設（農水省所管分） |